

タクシー乗車券に係る仕様書

1 目的

大阪広域環境施設組合（以下「発注者」という。）において、タクシー乗車券（以下「乗車券」という。）を使用することにより、事業の効率的な運営を図るとともに、公共交通機関を利用できない場合の交通手段の確保を目的とする。

2 乗車券

- ① 有効期限は、令和7年3月31日に設定できること。
- ② 1枚につき利用できる限度額の金額設定が可能であること。
- ③ 1回の乗車で限度額を超えて利用する必要が生じた場合は、2枚以上の乗車券の利用が可能であること。
- ④ 乗車券については、発注者が別途指示する所属及び支払い科目別に発行できること、又はその区別ができる符号を乗車券に事前に記載可能であること。
- ⑤ 多数発行される乗車券から特定の乗車券を識別するために必要な措置を施していること。
- ⑥ 初回の乗車券の供給を協定書締結後、直ちに行えること。

3 乗車券の利用可能な地域

必要最小限の範囲として、大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県、滋賀県及び三重県において利用可能であること。

4 料金の請求

請求に当たっては、事前に発注者が別途指示する所属及び支払い科目別ごとに請求内容の分かる内訳データを提供すること。なお、年度末の3月利用分については、可能な限り早く提供すること。

5 乗車料金

- ① 乗車料金は、運賃に高速道路等の有料道路を利用した場合の通行料金を加えた金額とする。
- ② 運賃は、地方運輸局の認可に基づいたタクシーメーターに表示された金額とする。
- ③ 乗車料金以外の手数料その他これに類するものは、受注者の負担とする。
- ④ 乗車料金の確定に当たり、使用経路不明・金額記入不備などの事案があれば、受注者の責任において、タクシー会社と連絡調整を行うこと。

6 その他

- ① 乗車券発行等に係るその他諸経費については、受注者の負担^(注)とすること。

（注）乗車券の送料や諸経費が発生する場合は、申請時にその条件等を併せて申し出て下さい。

- ② 乗車券の引渡し方法は、乗車券は金券であるということを認識の上、取扱いには十分留意すること。
- ③ 乗車券の紛失又は盗難等の事故が生じた場合の当該事故に起因する不正使用に対するリスクの低減策を講じること。
- ④ 受注者が発行する乗車券で乗車できるタクシー会社に対し、発注者が使用する旨を通知するなど、発注者が円滑に利用できるために必要な措置を講じること。

7 担当部署

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス12階

大阪広域環境施設組合 総務部総務課 担当：吉岡・千石

電話 06-6630-3183

電子メール ja1000@osaka-env-paa.jp

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本協定の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成27年条例第5号)（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本協定について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本協定を解除することができる。

(不当要求の取扱い)

第6条 発注者と本協定を締結した受注者は、この協定の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課
(連絡先：06-6630-3185)